

千葉県谷津田いきものの里整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が若葉区大草町他で実施する千葉県谷津田いきものの里（以下「谷津田いきものの里」という。）の整備に関し必要な事項を定めることにより、長い間、水田や雑木林等における農的な営みと共に育まれてきた谷津田の自然の多様な生態系や自然的景観を保全するとともに、市民が身近な自然とふれあう場及び自然についての理解を深める場を提供し、もって市民のうるおいと安らぎのある生活に資することを目的とする。

(対象区域の設定)

第2条 市長は、谷津田いきものの里の整備にあたり、谷津田、湿地及び畑並びにその周辺の斜面林等からなる一団の土地（以下「谷津田等」という。）のうち、景観、動植物の生息環境等を特に重点的に保全すべき区域を、谷津田いきものの里の対象区域として設定するものとする。

(谷津田いきものの里の指定)

第3条 市長は、前条の規定により設定した対象区域のうち、土地所有者との間に谷津田等の保全に関する協定（以下「保全協定」という。）が締結された土地及び市有地等一定の区域を、谷津田いきものの里として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定された区域内に、谷津田いきものの里である旨を表示した標識を設けるものとする。

3 市長は、第1項の規定による谷津田いきものの里の指定を行ったときは、その旨を公告するものとする。指定を変更し、又は解除したときも同様とする。

(保全協定の締結)

第4条 市長は、前条第1項の規定により民有地を谷津田いきものの里として指定しようとするときは、当該区域の土地所有者（以下「土地所有者」という。）と、別に定めるところにより保全協定を締結するものとする。

2 保全協定の期間は5年とする。ただし市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の期間が満了する日の3月前までに、土地所有者から協定解除の申し出がないときは、5年を超えない範囲で協定を更新できるものとする。

4 市長は、第1項の規定により保全協定を締結する場合において、当該保全協定の対象である土地に使用収益権者（当該土地について永小作権、賃借権等の使用収益を目的とする権利を有している者及び当該土地に存する立木の所有権を有する者をいう。以下同じ。）がいるときは、当該使用収益権者との間においても、保全協定を締結するものとする。この場合において、前2項の規定は、当該保全協定の締結について準用する。

(事業)

第5条 本市は、谷津田いきものの里を整備することにより、次に掲げる事業を行う。

(1) 自然観察、自然体験等の環境学習活動

(2) 自然環境の復元、保全及び創造に関する事業

- (3) 自然環境の調査及び研究
- (4) 自然保護活動の育成、指導及び普及啓発
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業
(施設の設置等)

第6条 市長は、谷津田いきものの里として指定した区域を市民の利用に供し、前条に掲げる事業を実施するため、保全協定に基づき、植生及び景観並びに生態系を損なわないよう、必要最小限の施設の設置、森林等の整備及び管理を行うものとする。

- 2 市長は、谷津田いきものの里の管理運営上効果があると認めるときは、保全協定に基づき、前項の規定による整備又は管理を特定非営利活動法人その他の市民公益活動団体等（以下「活動団体等」という。）に委託することができる。

(行為の制限)

第7条 谷津田いきものの里においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、土地所有者、本市又は活動団体等が保全協定に基づいて行う場合又は耕作若しくは森林施業として行う場合は、この限りでない。

- (1) 耕作、森林施業等の支障となる行為。
- (2) 木竹の伐採若しくは動植物の採取、又はこれらの損傷若しくは譲渡。
- (3) 建築物、工作物等の建築若しくは築造、移転又は撤去。
- (4) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質変更。
- (5) 集会、展示会その他これらに類する催しのために、谷津田いきものの里の全部又は一部を独占して利用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、谷津田いきものの里を保全する上で支障となる行為

(事前協議)

第8条 土地所有者又は使用収益権者は、保全協定締結後において次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- (1) 谷津田いきものの里に所在する土地、木竹、施設等に係る権利を移転し、又は新たに設定するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保全協定を継続させることが困難となるおそれのある事由が生じたとき。

(奨励金等)

第9条 市長は、谷津田いきものの里として指定された区域の土地所有者又は使用収益権者に対して、当該区域における谷津田等の保全の協力及び市民の利用等に対する代償として、毎年度予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

- 2 前項に規定する奨励金の額は、次の各号に定めるところにより算定して得た額とする。

- (1) 奨励金の年額は、整備区域として指定された区域の面積1平方メートルにつき10円をもって算定した額とする。
- (2) 年度途中で保全協定を締結し、又は当該協定を解除したときは、前号の額に協定実施期間の月数を12で除した数を乗じて得た額とする。

(氏名等の変更の届出)

第10条 第4条第1項及び第4項の規定により協定を締結した者は、氏名及び住所(団体にあつてはその名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があつた場合には、すみやかに氏名等変更届出書(様式第1号)を市長へ届け出るものとする。

(承継)

第11条 保全協定の対象である土地について相続、分割、譲渡などにより新たに土地所有者となった者は、当該保全協定を承継することができる。

2 前項により保全協定を承継した者は、保全協定承継届出書(様式第2号)を市長へ届け出るものとする。

3 第1項の規定により承継した保全協定の協定期間は、承継前の保全協定の残期間とし、第4条第3項に規定する協定の更新は適用しない。

4 前3項の規定は、当該保全協定の対象である使用収益権者について準用する。

(谷津田いきものの里台帳)

第12条 市長は、谷津田いきものの里台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の整備区域台帳は、土地調書、施設調書、図面をもって組成する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、谷津田いきものの里の整備に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

様式第 1 号

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者 住所
氏名
電話番号
Eメール
印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、千葉市谷津田いきものの里整備要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代え本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

保 全 協 定 承 継 届 出 書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者 住所
ふりがな
氏名
電話番号
Eメール

印

谷津田等の保全に関する協定を承継することとしたので、千葉市谷津田いきものの里整備要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 承継する協定区域

所在地
地目
地積

2 被承継人

住所
ふりがな
氏名

3 承継人

住所
ふりがな
氏名

4 承継の年月日

平成 年 月 日

5 協定期間

平成 年 月 日まで

6 承継に関する事実、承継の理由

7 協定の内容

別添、協定書の写しのとおり

備考

- 1 協定の期間中に、当該協定地の所有権等に移転があった場合、所有権等の移転を受けた者に対し協定の承継を行い、所有権等の移転前の権利者が本様式により速やかに届け出る。
- 2 登記記録による確認ができない場合は、所有権等の移転の状況を確認できる資料を添付する。
- 3 本書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有する。